

令和4年4月28日開会

令和4年4月28日閉会

令和4年

第2回臨時会会議録

小豆島町議会

# 令和4年第2回 小豆島町議会臨時会会議録

小豆島町告示第47号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和4年第2回小豆島町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年4月25日

小豆島町長 大江 正彦

## 記

- 期 日 令和4年4月28日（木）
- 場 所 小豆島町議会議場
- 付議事件
  - 専決処分の報告について  
（植松都市下水路2号雨水幹線新設工事（その10）に係る工事請負契約の変更について）  
（小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 遮水工事に係る工事請負契約の変更について）
  - 専決処分の承認について  
（小豆島町税条例等の一部を改正する条例について）  
（小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
  - 監査委員の選任につき同意を求めることについて
  - 小豆島町立池田小学校長寿命化改修整備事業に伴う建築工事に係る工事請負契約について
  - 小豆島町立池田小学校長寿命化改修整備事業に伴う電気設備工事に係る工事請負契約について

- (6)小豆島町立池田小学校長寿命化改修整備事業に伴う機械設備工  
事に係る工事請負契約について
- (7)令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）

---

開 会 令和4年4月28日（木曜日）午前9時26分

閉 会 令和4年4月28日（木曜日）午後0時10分

## 出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏 名	4月28日
1	大 下 淳	○
2	高 尾 豊 弘	○
3	河 井 修	○
4	川 井 茂	○
5	羽 田 満	○
6	塩 田 洋 介	○
7	高 橋 淳	○
8	中 川 光 秋	○
9	三 木 卓	○
10	谷 康 男	○
11	藤 本 傳 夫	○
12	安 井 信 之	○
13	鍋 谷 真 由 美	○
14	中 松 和 彦	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日
町 長	大 江 正 彦	○
副 町 長	松 尾 俊 男	○
教 育 長	坂 東 民 哉	○
参 事 兼 総 務 課 長	谷 本 静 香	○
企 画 財 政 課 長	川宿田 光 憲	○
税 務 課 長	清 水 一 彦	○
住 民 生 活 課 長	小 野 努	○
健康づくり福祉課長	入 倉 哲 也	○
高 齢 者 福 祉 課 長	中 島 有 紀	○
商 工 観 光 課 長	相 原 隆 幸	○
農 林 水 産 課 長 兼 オ リ ー ブ 課 長	真 砂 智 規	○
建 設 課 長	守 山 和 利	○
住 ま い 政 策 課 長	山 口 総 一 郎	○
会 計 管 理 者	古 郷 信 子	○
介 護 保 険 施 設 事 務 長	長 町 耕 作	○
こ だ も 教 育 課 長	古 郷 勉	○
生 涯 学 習 課 長	森 稔	○
総 務 課 課 長 補 佐	森 口 和 裕	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 森 貞 二  
書 記 竹 田 恭 平

議事日程

別 紙 の と お り

令和4年第2回小豆島町議会臨時会議事日程

令和4年4月28日(木) 午前9時26分開議

- 第1 仮議席の指定について
- 第2 選挙第1号 議長選挙について (臨時議長提出)
- 第3 会期の決定について
- 第4 選挙第2号 副議長選挙について (議長提出)
- 第5 決定第1号 議席の指定について (議長提出)
- 第6 会議録署名議員の指名について
- 第7 決定第2号 常任委員会委員の選任について (議長提出)
- 第8 決定第3号 議会運営委員会委員の選任について (議長提出)
- 第9 選挙第3号 小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙について (議長提出)
- 第10 選挙第4号 伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙について (議長提出)
- 第11 選挙第5号 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について (議長提出)
- 第12 選挙第6号 小豆島中央病院企業団議会議員の選挙について (議長提出)
- 第13 選挙第7号 香川県広域水道企業団議会議員の選挙について (議長提出)
- 第14 選挙第8号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について (議長提出)
- 第15 報告第5号 専決処分の報告について (町長提出)  
(植松都市下水路2号雨水幹線新設工事(その10)に係る工事請負契約の変更について)
- 第16 報告第6号 専決処分の報告について (町長提出)  
(小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 遮水工事に係る工事請負契約の変更について)

- 第 17 議案第 39 号 専決処分の承認について  
(小豆島町税条例等の一部を改正する条例について) (町長提出)
- 第 18 議案第 40 号 専決処分の承認について  
(小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)  
(町長提出)
- 第 19 議案第 41 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて (町長提出)
- 第 20 議案第 42 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて (町長提出)
- 第 21 議案第 43 号 小豆島町立池田小学校長寿命化改修整備事業に伴う建築工事に係る  
工事請負契約について (町長提出)
- 第 22 議案第 44 号 小豆島町立池田小学校長寿命化改修整備事業に伴う電気設備工事に  
係る工事請負契約について (町長提出)
- 第 23 議案第 45 号 小豆島町立池田小学校長寿命化改修整備事業に伴う機械設備工事に  
係る工事請負契約について (町長提出)
- 第 24 議案第 46 号 令和 4 年度小豆島町一般会計補正予算 (第 1 号) (町長提出)
- 第 25 発議第 2 号 広報編集特別委員会の設置について (議員提出)
- 第 26 閉会中の継続調査の申し出について (各常任委員長提出)
- 第 27 閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員長提出)
- 第 28 閉会中の継続調査の申し出について (広報編集特別委員会委員長提出)

開会 午前9時26分

○議会事務局長（森 貞二君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。また、広報編集のために写真撮影をさせていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

議会事務局長の森でございます。

本日は、ご承知のとおり、一般選挙後初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間は、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。本日の出席議員中、年長の議員は中川光秋議員でございますので、ご紹介申し上げます。中川光秋議員、議長席をお願いいたします。

○臨時議長（中川光秋君） おはようございます。ただいまご紹介いただきました中川光秋でございます。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行わせていただきます。議員各位のご協力によりまして、無事責任を果たしたいと思っておりますので、何とぞ格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ここで皆様にお諮りをいたします。

このたびの選挙において、お互いに当選の榮譽を担って議席を得たわけではありますが、執行部の方とは初対面の方もあろうかと思っております。

そこで、最初に議会出席者の自己紹介を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（中川光秋君） 異議がないようですので、ただいまから議席の順に従って、1番議員から自己紹介をお願いいたします。

○1番（河井 修君） 皆さん、おはようございます。私は、福田で石材の加工の仕事を自営でやっております。今回、初めてこうやって議会に出るようになったんですけども、以後よろしく願います。

（「名前を言うてない」と呼ぶ者あり）

（1番河井 修君「ああ、本当。名前言うてない」と呼ぶ）

○臨時議長（中川光秋君） 河井修君、願います。

○1番（河井 修君） 失礼します。河井修です。どうぞよろしく願います。

○2番（塩田洋介君） 皆さん、おはようございます。塩田洋介と申します。馬木でしょうゆ屋をやっております。今回、初めてのことで、よく分かっておりません。皆さ

んのご指導、ご鞭撻よろしく願いをいたします。以上です。

○3番（高橋 淳君） 高橋淳でございます。安田の植松から議員に出てまいりました。いろいろお世話になりますけど、どうぞよろしく願いします。

○4番（安井信之君） 安井です。よろしく願いします。

○5番（川井 茂君） おはようございます。神懸通の川井茂といいます。孫11人のくそじじいをやっております。あとは、田んぼとオリーブ栽培をやっております。どうぞよろしく願いいたします。

○6番（羽田 満君） 西村の羽田満でございます。どうぞよろしく願いをいたします。町長と同じ地区に住んでおります。日方でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○臨時議長（中川光秋君） 高いところから失礼します。西村の中川光秋でございます。どうかよろしく願いいたします。

○8番（中松和彦君） 苗羽の中松和彦と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○9番（谷 康男君） 坂手の谷康男です。よろしく願いします。

○10番（大下 淳君） 二面の大下でございます。よろしく願いします。

○11番（鍋谷真由美君） 西村の鍋谷真由美です。一番の古株ということになってしまいましたが、気持ちは新鮮な気持ちで引き続き頑張りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○12番（高尾豊弘君） 池田平木の高尾です。よろしく願いします。

○13番（藤本傳夫君） 池田の藤本傳夫です。よろしく願いします。

○14番（三木 卓君） 安田の三木です。よろしく願いします。

○臨時議長（中川光秋君） ありがとうございます。

それでは、次に理事者側の自己紹介を町長から順次お願いいたします。

○町長（大江正彦君） 今回、町長の職を承ることになりました大江正彦と申します。出身は神浦でございますが、現住所は西村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○副町長（松尾俊男君） 副町長の松尾と申します。安田に住んでおります。退任までが非常に短い期間になりますが、どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（谷本静香君） 総務課長の谷本でございます。どうぞよろしく願いします。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 企画財政課長の川宿田でございます。どうぞよろしく

お願いいたします。

○商工観光課長（相原隆幸君） 4月の人事異動で商工観光課長を拝命いたしました相原と申します。よろしくお願いいたします。

○建設課長（守山和利君） 建設課長の守山です。どうぞよろしくお願いいたします。

○住まい政策課長（山口総一郎君） 住まい政策課長の山口と申します。よろしくお願いいたします。

○農林水産課長兼オリーブ課長（真砂智規君） 農林水産課とオリーブ課の課長をさせていただいております真砂です。よろしくお願いいたします。

○会計管理者（古郷信子君） 会計管理者の古郷と申します。出納室の室長も兼務しております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○教育長（坂東民哉君） 教育長の坂東と申します。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○こども教育課長（古郷 勉君） 本年4月1日付をもちまして、こども教育課課長を拝命いたしました古郷と申します。よろしくお願いいたします。

○健康づくり福祉課長（入倉哲也君） 失礼いたします。健康づくり福祉課長の入倉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○生涯学習課長（森 稔君） 生涯学習課長の森稔でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○介護保険施設事務長（長町耕作君） 介護保険施設事務長の長町と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○高齢者福祉課長（中島有紀君） 失礼します。高齢者福祉課長の中島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○税務課長（清水一彦君） 失礼します。税務課長の清水でございます。よろしくお願いいたします。

○住民生活課長（小野 努君） 失礼します。4月の人事異動で住民生活課長を拝命しました小野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○議会事務局主査（竹田恭平君） 議会事務局主査の竹田と申します。よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（森 貞二君） 最後になりますが、議会事務局長の森でございます。円滑な議会運営のために努力してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（中川光秋君） ありがとうございます。これで各議員及び理事者側の自己

紹介を終わらせていただきます。

続きまして、開会に先立ちまして、町長から今期議会招集のご挨拶をお願いいたします。町長。

○町長（大江正彦君） 改めまして、おはようございます。

本日、小豆島町議会議員選挙後の初議会となります令和4年小豆島町議会第2回臨時会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まずもって、厳しい選挙戦を勝ち抜かれ、本日めでたく初議会を迎えられました議員の皆様方に心からお祝いを申し上げます。

私も、さきの町長選挙におきまして、多くの町民の皆様の信任を得ることができ、町長の職を承ることとなりました。町民の皆様の大きな期待と負託に応え、議員の皆様方共々小豆島町の発展のために全力を尽くしてまいり所存でございますので、議員の皆様方には格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本臨時会では、専決処分の報告2件及び承認2件、人事案件2件、契約案件3件、補正予算案件1件をご提案させていただくこととしております。議案の内容につきましては後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。誠に簡単ではございますが、初議会開催に当たってのご挨拶といたします。

○臨時議長（中川光秋君） ただいまの出席議員は14名でございます。定足数に達しておりますので、本日の令和4年第2回小豆島町議会臨時会は成立いたしました。

これより開会いたします。（午前9時37分）

直ちに本日の会議を開きます。日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~

#### 日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（中川光秋君） 日程第1、仮議席の指定についてであります。この際、議事の進行上、仮議席はただいまご着席の議席を指定いたします。

~~~~~

#### 日程第2 選挙第1号 議長選挙について

○臨時議長（中川光秋君） 次、日程第2、選挙第1号議長選挙を行います。事務局長。

○議会事務局長（森 貞二君） 選挙第1号議長選挙について。

議長選挙を行う。令和4年4月28日提出。小豆島町議会臨時議長。その後に中川光秋と臨時議長の名前をご記入ください。

○臨時議長（中川光秋君） お諮りいたします。

選挙の方法は、投票により行いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（中川光秋君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は投票により行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（中川光秋君） ただいまの出席議員は14名でございます。

お諮りします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に安井信之議員、三木卓議員を指名したいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（中川光秋君） 異議なしと認めます。よって、立会人は安井信之議員、三木卓議員を指名いたします。

それでは、投票用紙を配付します。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名です。投票用紙には被選挙人の氏名を記載願います。

投票用紙の配付をお願いします。

なお、同姓の議員がおられますので、姓だけではなく氏名を完全にお書きくださいますようお願いいたします。特に注意申し上げます。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（中川光秋君） それでは、投票用紙の配付漏れはございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（中川光秋君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（中川光秋君） それでは、投票箱の改め、異状なしと認めます。

それでは、自席で投票用紙にご記入をお願いいたします。

それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いします。

〔局長点呼、投票〕

○臨時議長（中川光秋君） 投票漏れはございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（中川光秋君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

それでは、開票を行います。

安井信之議員、三木卓議員、立会いをお願いいたします。演壇のところにおいでください。

開票につきましては、先に有効、無効を判断し、次に有効の内訳を判断させていただきます。

〔開 票〕

○臨時議長（中川光秋君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14票

これは出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票は14票。

無効投票は0票。

有効投票のうち

塩田洋介議員 1票

高橋淳議員 1票

川井茂議員 1票

中川光秋議員 1票

中松和彦議員 9票

鍋谷真由美議員 1票

計14票です。

この選挙の法定得票数は3.5票です。したがって、中松和彦議員が議長に当選されました。

それでは、議場の出入口の閉鎖を解いてください。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（中川光秋君） ただいま議長に当選されました中松和彦議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

これをもちまして臨時議長の職務は全て終わらせていただきます。

どうもご協力ありがとうございました。

議長を交代いたします。

それでは、中松和彦議長、議長席へお着きください。

〔議長交代〕

○議長（中松和彦君） 先ほどの議長選挙におきまして選任いただき、大変光栄に思いますとともに、その使命と職責の重大さを痛感し、身の引き締まる思いであります。

合併後16年が経過し、今回新しい町長も誕生しました。人口減少と高齢化をはじめとする多くの課題が山積する中、議長として微力ながら誠心誠意取り組んでまいり所存でありますので、執行部の皆様方、議員各位におかれましては、特段のご協力とご支援をお願い申し上げます。就任の挨拶に代えさせていただきます。

ここで、追加議事日程をお配りする間、暫時休憩します。

休憩 午前9時56分

再開 午前9時58分

○議長（中松和彦君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、お手元に配付しました追加議事日程のとおり本日の日程に追加し、これを議題にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。

~~~~~

日程第3 会期の決定について

○議長（中松和彦君） 初めに、日程第3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期臨時会は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、今期臨時会は本日1日と決定しました。

~~~~~

日程第4 選挙第2号 副議長選挙について

○議長（中松和彦君） 次、日程第4、選挙第2号副議長選挙を行います。事務局長。

○議会事務局長（森 貞二君） 選挙第2号副議長の選挙について。

副議長の選挙を行う。令和4年4月28日提出。小豆島町議会議長。その後中松和彦と

議長のお名前をご記入ください。

○議長（中松和彦君） お諮りします。

選挙の方法は、投票により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は投票により行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（中松和彦君） ただいまの出席議員は14名です。

お諮りします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に安井信之議員、三木卓議員を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、立会人に安井信之議員、三木卓議員を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。投票用紙には被選挙人の氏名を記載願います。

なお、同姓の議員がおられますので、姓だけでなく氏名を完全にお書きくださいますようお願い申し上げます。

〔投票用紙配付〕

○議長（中松和彦君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（中松和彦君） 異状なしと認めます。

これから投票を行います。

事務局長の点呼に応じて、順次投票願います。

〔局長点呼、投票〕

○議長（中松和彦君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

安井信之議員、三木卓議員、立会いをお願いします。演壇のところにおいて願います。

〔開 票〕

○議長（中松和彦君） 投票総数 14票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票は14票。

無効投票は0票。

有効投票のうち

塩田洋介議員 1票

高橋淳議員 1票

川井茂議員 1票

中川光秋議員 1票

大下淳議員 9票

鍋谷真由美議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3.5票です。したがって、大下淳議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（中松和彦君） ただいま副議長に当選されました大下淳議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

副議長に当選されました大下淳議員に就任のご挨拶をお願いします。演壇のほうへお越しください。

○副議長（大下 淳君） ただいま小豆島町議会副議長に選任をいただきました大下です。もとより浅学非才な身にありますが、その責任の重さに改めて思いを強くいたしておるところでございます。

今後におきましては、中松議長を補佐申し上げ、議会の健全な運営と小豆島町の町の発

展に懸命に努めてまいる所存でございます。

議員の皆様、また大江町長をはじめ執行部の皆様方におかれましては、なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます、就任の挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（中松和彦君） ありがとうございます。

~~~~~

日程第5 決定第1号 議席の指定について

○議長（中松和彦君） 次、日程第5、決定第1号議席の指定についてを議題とします。事務局長。

○議会事務局長（森 貞二君） 決定第1号議席の指定について。

議席を次のとおり指定する。令和4年4月28日提出。小豆島町議会議長。その後に中松和彦と議長のお名前をご記入願ひます。

○議長（中松和彦君） 議席の指定は、会議規則第3条第1項の規定により、議長が定めることになっています。

お諮りします。

前回の 경우에는、14番を議長に、1番を副議長に指定し、2番から13番までは議員歴の若い順とし、議員歴が同じ場合には年齢の若い順にしておりましたが、これと同様に1番から14番の議席を指定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議席は14番を議長に、1番を副議長に、2番から13番までは議員歴の若い順とし、議員歴が同じ場合には年齢の若い順と指定することに決定しました。

それでは、事務局長に議席を朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（森 貞二君） それでは、議席順にお名前をお呼びします。

1番大下淳副議長、2番高尾豊弘議員、3番河井修議員、4番川井茂議員、5番羽田満議員、6番塩田洋介議員、7番高橋淳議員、8番中川光秋議員、9番三木卓議員、10番谷康男議員、11番藤本傳夫議員、12番安井信之議員、13番鍋谷真由美議員、14番中松和彦議長で以上でございます。

○議長（中松和彦君） ただいま事務局長が朗読したとおりの議席へ各自お替わりください。

暫時休憩といたします。再開は10時25分とします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時25分

○議長（中松和彦君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議席はただいまご着席のとおり決定しました。

~~~~~

日程第6 会議録署名議員の指名について

○議長（中松和彦君） 次、日程第6、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、1番大下淳副議長、2番高尾豊弘議員を指名しますので、よろしくお願ひします。

~~~~~

日程第7 決定第2号 常任委員会委員の選任について

○議長（中松和彦君） 次、日程第7、決定第2号常任委員会委員の選任についてを議題とします。事務局長。

○議会事務局長（森 貞二君） 決定第2号常任委員会委員の選任について。

常任委員会委員を次のとおり選任する。令和4年4月28日提出。小豆島町議会議長。その後中松和彦と議長のお名前をご記入願ひします。

○議長（中松和彦君） お諮りします。

常任委員会委員の選任は、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。ただいまから休憩を取り、その間に話し合いにより常任委員の案をつくっていただき、これを会議に諮って決定したいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時33分

○議長（中松和彦君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中、協議の結果、各常任委員会委員の案が決まりましたので、事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（森 貞二君） それでは、各常任委員会委員の氏名を申し上げます。

総務建設常任委員会は、高尾豊弘議員、川井茂議員、羽田満議員、塩田洋介議員、藤本

傳夫議員、安井信之議員、中松和彦議長。以上7人の方でございます。

教育民生常任委員会は、大下淳議員、河井修議員、高橋淳議員、中川光秋議員、三木卓議員、谷康男議員、鍋谷真由美議員。以上7名の方でございます。以上で各常任委員会の氏名の朗読を終わります。

○議長（中松和彦君） お諮りします。

各常任委員の選任については、ただいま事務局長が朗読したとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員はただいま事務局長が朗読したとおり、選任することに決定しました。

ただいま各常任委員会の委員が選任されましたが、正副常任委員長は小豆島町議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選するということになっております。

休憩中に各常任委員会を開催していただき、正副常任委員長の互選をお願いしたいと思います。各常任委員会の開催場所は、総務建設常任委員会が議員控室、教育民生常任委員会は委員会室でお願いします。

なお、次の日程に議会運営委員の選任についてを予定していますが、この委員の選出についても各常任委員会で併せてご検討をお願いします。議会運営委員については、定数は6人で、慣例により各常任委員会からそれぞれ3人となっておりますので、各常任委員会はそれぞれ3人の委員を選出いただきたいと思います。なお、議会運営委員会には、正副議長は出席し、発言ができるように、法令または慣例でなっておりますので、申し添えておきます。

それでは、それぞれの委員会に分かれて選考していただきたいと思います。

暫時休憩します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時43分

○議長（中松和彦君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会を開催し、正副常任委員長がそれぞれ互選されましたので、事務局長から報告をさせます。事務局長。

○議会事務局長（森 貞二君） それでは、ご報告いたします。

総務建設常任委員会は、委員長に安井信之議員、副委員長に羽田満議員、教育民生常任

委員会は、委員長に三木卓議員、副委員長に鍋谷真由美議員、以上のとおり互選されたことをご報告申し上げます。

~~~~~

日程第8 決定第3号 議会運営委員会委員の選任について

○議長（中松和彦君） 次、日程第8、決定第3号議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。事務局長。

○議会事務局長（森 貞二君） 決定第3号議会運営委員会委員の選任について。

議会運営委員会委員を次のとおり選任する。令和4年4月28日提出。小豆島町議会議長。その後に中松和彦と議長のお名前をご記入ください。

○議長（中松和彦君） お諮りします。

議会運営委員の選任は、さきの常任委員の選任同様、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっていますが、先ほどの休憩中に既に各常任委員会で選出していただいておりますので、各常任委員長から委員の氏名を報告していただき、これを会議に諮って決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。

それでは、各常任委員長から委員の氏名を報告していただきます。総務建設常任委員長。

○総務建設常任委員長（安井信之君） 総務のほうは、私と藤本議員、羽田議員というようになっております。よろしく申し上げます。

○議長（中松和彦君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（三木卓君） 報告します。委員については、鍋谷委員、谷委員、私三木3名で報告します。以上です。

○議長（中松和彦君） お諮りします。

議会運営委員の選任については、ただいま各常任委員長から報告のあった6人を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員はただいま各常任委員長から報告のあった6人を選任することに決定しました。

度々休憩を取って申し訳ありませんが、暫時休憩します。休憩中に、ただいま決まりました議会運営委員の皆さんは、恐れ入りますが、委員会室で正副委員長の互選をお願いし

ます。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時50分

○議長（中松和彦君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催し、正副委員長が互選されましたので、事務局長から報告をさせます。事務局長。

○議会事務局長（森 貞二君） それでは、ご報告いたします。

議会運営委員会の委員長に谷康男議員、副委員長に安井信之議員、以上のように決定しましたことをご報告申し上げます。

○議長（中松和彦君） お諮りします。

次の日程第9、選挙第3号小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙についてから日程第14、選挙第8号選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてでございますが、選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

続いて、お諮りします。

指名推選の方法につきましては、全員協議会で適任者を選考していただきたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、全員協議会で適任者を選考していただくことに決定いたしました。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

○議長（中松和彦君） 再開します。

~~~~~

日程第9 選挙第3号 小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙について

○議長（中松和彦君） 日程第9、選挙第3号小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙

についてを議題とします。事務局長。

○議会事務局長（森 貞二君） 選挙第3号小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙について。

小豆地区広域行政事務組合同規約第5条第1項の規定に基づき、組合議会議員の選挙を行う。令和4年4月28日提出。小豆島町議会議長。その後に中松和彦と議長のお名前をご記入ください。

○議長（中松和彦君） 本案につきましては、去る4月5日、小豆地区広域行政事務組合から同組合同規約第5条第1項の規定により、組合議員6人の選出依頼があったものです。したがって、これにより小豆地区広域行政事務組合議会議員の議員6人の選挙を行います。

さきの全員協議会において、指名推選すべき者を決定しております。

小豆地区広域行政事務組合議会議員に私中松和彦議員、大下淳議員、安井信之議員、三木卓議員、谷康男議員、藤本傳夫議員、以上の6人を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました中松和彦議員、大下淳議員、安井信之議員、三木卓議員、谷康男議員、藤本傳夫議員、以上の6人を小豆地区広域行政事務組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました6人が小豆地区広域行政事務組合議会議員の当選人と決定いたしました。

ただいま小豆地区広域行政事務組合議会議員に当選されました中松和彦議員、大下淳議員、安井信之議員、三木卓議員、谷康男議員、藤本傳夫議員の6人が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

~~~~~

日程第10 選挙第4号 伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙について

○議長（中松和彦君） 次、日程第10、選挙第4号伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙についてを議題といたします。事務局長。

○議会事務局長（森 貞二君） 選挙第4号伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙について。

伝法川防災溜池事業組合同規約第5条第2項第1号の規定に基づき、組合議会議員の選挙を行う。令和4年4月28日提出。小豆島町議会議長。その後に中松和彦と議長のお名前を

ご記入願います。

○議長（中松和彦君） 本案につきましては、去る4月7日、伝法川防災溜池事業組合から同組規約第5条第2項第1号の規定により、組合議員2人の選出依頼があったものです。したがって、これにより伝法川防災溜池事業組合議会議員2人の選挙を行います。

さきの全員協議会において、指名推選すべき者を決定しております。

伝法川防災溜池事業組合議会議員に安井信之議員、三木卓議員、以上の2人を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました安井信之議員、三木卓議員、以上の2人を伝法川防災溜池事業組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました2人が伝法川防災溜池事業組合議会議員の当選人と決定いたしました。

ただいま伝法川防災溜池事業組合議会議員に当選されました安井信之議員、三木卓議員の2人が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

~~~~~

日程第11 選挙第5号 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（中松和彦君） 次、日程第11、選挙第5号香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。事務局長。

○議会事務局長（森 貞二君） 選挙第5号香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について。

香川県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定に基づき、広域連合議会議員選挙を行う。令和4年4月28日提出。小豆島町議会議長。その後の中松和彦と議長のお名前をご記入ください。

○議長（中松和彦君） 本案につきましては、去る4月7日、香川県後期高齢者医療広域連合から同連合規約第8条の規定により、組合議員1人の選出依頼があったものです。したがって、これにより香川県後期高齢者医療広域連合議会議員1人の選挙を行います。

さきの全員協議会において、指名推選すべき者を決定しております。

香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に三木卓議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました三木卓議員を香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました三木卓議員が香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と決定いたしました。

ただいま香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました三木卓議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

~~~~~

日程第12 選挙第6号 小豆島中央病院企業団議会議員の選挙について

○議長（中松和彦君） 次、日程第12、選挙第6号小豆島中央病院企業団議会議員の選挙についてを議題といたします。事務局長。

○議会事務局長（森 貞二君） 選挙第6号小豆島中央病院企業団議会議員の選挙について。

小豆島中央病院企業団規約第6条の規定に基づき、企業団議会議員の選挙を行う。令和4年4月28日提出。小豆島町議会議長。その後に中松和彦と議長のお名前をご記入願います。

○議長（中松和彦君） 本案につきましては、去る4月11日、小豆島中央病院企業団から同企業団規約第6条の規定により、組合議員6人の選出依頼があったものです。したがって、これにより小豆島中央病院企業団議会議員6人の選挙を行います。

さきの全員協議会において、指名推選すべき者を決定しております。

小豆島中央病院企業団議会議員に中松和彦議員、大下淳議員、安井信之議員、三木卓議員、谷康男議員、藤本傳夫議員、以上の6人を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました中松和彦議員、大下淳議員、安井信之議員、三木卓議員、谷康男議員、藤本傳夫議員を小豆島中央病院企業団議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました6人が小豆島中央病院企業団議会議員の当選人と決定いたしました。

ただいま小豆島中央病院企業団議会議員に当選されました中松和彦議員、大下淳議員、安井信之議員、三木卓議員、谷康男議員、藤本傳夫議員の6人が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

~~~~~

日程第13 選挙第7号 香川県広域水道企業団議会議員の選挙について

○議長（中松和彦君） 次、日程第13、選挙第7号香川県広域水道企業団議会議員の選挙についてを議題といたします。事務局長。

○議会事務局長（森 貞二君） 選挙第7号香川県広域水道企業団議会議員の選挙について。

香川県広域水道企業団規約第5条の規定に基づき、企業団議会議員の選挙を行う。令和4年4月28日提出。小豆島町議会議長。その後に中松和彦と議長のお名前をご記入願います。

○議長（中松和彦君） 本案につきましては、去る4月8日、香川県広域水道企業団から同企業団規約第5条の規定により、組合議員1人の選出依頼があったものです。したがって、これにより香川県広域水道企業団議会議員1人の選挙を行います。

さきの全員協議会において、指名推選すべき者を決定しております。

香川県広域水道企業団議会議員に安井信之議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました安井信之議員を香川県広域水道企業団議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました安井信之議員が香川県広域水道企業団議会議員の当選人と決定いたしました。

ただいま香川県広域水道企業団議会議員に当選されました安井信之議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

~~~~~

日程第14 選挙第8号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（中松和彦君） 日程第14、選挙第8号選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。事務局長。

○議会事務局長（森 貞二君） 選挙第8号選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について。

地方自治法第182条第1項及び第2項の規定に基づき選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行う。令和4年4月28日提出。小豆島町議会議長。その後中松和彦と議長のお名前をご記入願います。

○議長（中松和彦君） 本案につきましては、去る4月20日、小豆島町選挙管理委員会委員長から選挙執行事由発生に関する通知を受けましたので、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、選挙権を有する者の中から選挙しなければならないことになっております。

さきの全員協議会において、指名推選すべき者を決定しております。

先に選挙管理委員について指名いたします。

選挙管理委員に岡田弘彦氏、岡野俊昭氏、中山知子氏、大下諤氏、以上4名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました4名の方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました岡田弘彦氏、岡野俊昭氏、中山知子氏、大下諤氏、以上4人の方が選挙管理委員に当選いたしました。

続いて、補充員の指名を行います。

選挙管理委員補充員に、順位1、武田智美氏、順位2、田村暁子氏、順位3、三好規弘氏、順位4、山本真也氏、以上4名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました4名の方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました順位1、武田智美氏、順位2、田村暁子氏、順位3、三好規弘氏、順位4、山本真也氏が選挙管理委員会補充員に当選されました。

~~~~~

日程第15 報告第5号 専決処分の報告について（植松都市下水路2号雨水幹線新設工事（その10）に係る工事請負契約の変更について）

○議長（中松和彦君） 次、日程第15、報告第5号専決処分の報告について町長の報告を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 報告第5号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

令和3年第2回臨時会でご議決を賜りました植松都市下水路2号雨水幹線新設工事（その10）に係る工事請負契約につきまして、工事内容の一部が変更となり、変更契約を締結する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

○議長（中松和彦君） 建設課長。

○建設課長（守山和利君） 報告第5号植松都市下水路2号雨水幹線新設工事（その10）に係る工事請負の変更につきましてご説明いたします。

上程議案集の1ページをお開きください。

植松都市下水路2号雨水幹線新設工事（その10）に係る工事請負変更契約の締結について、地方自治法180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

上程議案集の2ページをお開きください。

令和3年第2回臨時会で議決いただきました植松都市下水路2号雨水幹線新設工事（その10）に係る工事請負契約につきまして、変更契約の必要が生じましたが、変更します金額が231万円の増額で、契約金額の10分の1以内かつ500万円以内でありましたので、町長の専決処分事項に該当しますことから、令和4年3月1日に専決処分したものでございます。

変更内容としましては、3、契約の金額のとおり231万円増の9,526万円とし、5、変更内容は現地精査により数量に変更が生じたことと、支障となる給水管の仮設復旧工事を追加したことにより増額となったものでございます。以上で説明を終わります。

~~~~~

日程第16 報告第6号 専決処分の報告について（小豆島町一般廃棄物最終処分場整備遮水工事に係る工事請負契約の変更について）

○議長（中松和彦君） 次、日程第16、報告第6号専決処分の報告について町長の報告を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 報告第6号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

令和2年第1回臨時会でご議決を賜りました小豆島町一般廃棄物最終処分場整備遮水工

事に係る工事請負契約につきまして、工事内容の一部が変更となり、変更契約を締結する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき議会にご報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長からご説明いたします。

○議長（中松和彦君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野 努君） 報告第6号専決処分の報告について説明申し上げます。

上程議案集の3ページをお願いいたします。

本件報告は、令和2年5月12日に議決を賜りました小豆島町一般廃棄物最終処分場整備遮水工事に関し、変更契約に係る契約金額の増減が既存契約額の10分の1未満であることから、専決処分により変更契約を締結し、地方自治法第180条第1項の規定によりこれを報告するものでございます。

4ページの専決処分書をご覧ください。

専決処分の内容は項目3の契約の金額を変更するもので、既存の契約額3億9,198万5千円から478万5千円を減じ3億8,720万円とするものとして、令和4年3月14日に専決処分しております。

項目5の変更内容は、現地精査により数量に変更が生じたことによるものとしております。

数量変更の理由につきましては、のり面部の遮水シート工の数量が減少したものでございます。以上、報告を終わります。

~~~~~

日程第17 議案第39号 専決処分の承認について（小豆島町税条例等の一部を改正する条例について）

○議長（中松和彦君） 次、日程第17、議案第39号専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第39号専決処分の承認についてご説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年4月1日から施行されたことに伴い、小豆島町税条例に所要の改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項の規定により議会のご承認をいただこうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中松和彦君） 税務課長。

○税務課長（清水一彦君） それでは、議案第39号専決処分の承認についてご説明申し上げます。

上程議案集の6ページをお願いいたします。

本条例につきましては、令和4年度税制改正において地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和4年3月31日にそれぞれ交布され、令和4年4月1日をはじめとして、地方税法の改正で2段階に及んで施行されることに伴い、本町の税条例についてもその一部を改正する必要が生じたので、専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、地方税法等の改正に伴う小豆島町税条例の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表により逐条ごとを基本に説明させていただきます。

今回の改正は、2条立ての構成となっており、第1条は税条例の一部改正、第2条は税条例の一部を改正する条例の改正となっております。なお、説明は主要な改正部分のみとさせていただきます、条文の整備による改正等につきましては割愛させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、初めに第1条の改正でございます。

22ページまでにわたります。これについては、原則令和4年度施行でございます。

まず、6ページ下段から8ページにかけての第33条第4項及び第6項です。

こちらの改正は、法律改正に合わせた規定の整備です。条文中第36条の3の規定は、所得税の確定申告書が提出された場合に個人住民税の申告書の提出があったものとみなす規定でございますが、現行、上場株式等に係る配当所得につき、納税義務者が所得税の確定申告と個人住民税の申告を行うことにより、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能となっているところでございます。今回の税制改正では、この上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件を所得税と住民税で一致させる改正でございます。これについては、令和6年1月1日以後の個人町民税について適用するものでございます。

続いて、9ページから10ページにかけての第36条の2第1項は、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備でございます。

続いて、11ページから12ページにかけての第36条の3の2第1項第2号、第36条の3の3第1項は、法律改正に合わせた改正です。個人住民税における合計所得金額において、公的年金等控除額の算定の基礎となる公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得

金額には、個人住民税における他の所得控除等と同様に退職手当等を含まない合計所得金額を用いることとする改正でございます。これについては、令和4年1月1日以後の個人町民税について適用となります。

また、給与所得者の扶養親族申告書及び給与支払い報告書並びに公的年金等受給者の扶養親族申告書及び公的年金等支払い報告書について、退職手当等を有する一定の配偶者及び扶養親族の氏名等を記載し申告するものとして改正するもので、これについては令和5年1月1日以後の個人町民税について適用となります。

続きまして、14ページからは附則の改正となります。

17ページをお願いいたします。

附則第12条は、法律改正に合わせた改正です。住宅借入金等特別税額控除の延長等に伴う措置になります。令和4年分以後の所得税において、住宅借入金等特別税額控除の適用があるもののうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において当該残額に相当する額を当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額の控除限度額の範囲内で減額することとしております。これについては、令和5年1月1日以後の個人町民税について適用となります。

この措置による令和5年度以降の個人住民税の減収額は、地方特例交付金により全額国費で補填することとなっております。

続きまして、第2条による改正です。

議案集の22ページをお願いします。

第2条は、記載のとおり、令和3年条例第5号の改正条例の改正をする規定となっております。主に法律改正に合わせた改正となります。

最後になりますが、23ページの中段からは、附則として施行期日を記載しております。

先ほど、ご説明いたしましたが、第1条から第2条までの改正年度に応じた施行の期日とその経過措置を規定しております。経過措置につきましては、改正前の年度についてはなお従前の例によるとし、改正後には即時の適用を規定し、その場合の条文適用の明確性を確保するための規定を記載してございます。以上、簡略ではございますが、小豆島町税条例等の一部を改正する条例についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第39号は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号は承認することに決定されました。

~~~~~

日程第18 議案第40号 専決処分の承認について（小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

○議長（中松和彦君） 次、日程第18、議案第40号専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第40号専決処分の承認についてご説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年4月1日から施行されたことに伴い、小豆島町国民健康保険税条例に所要の改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項の規定により議会の承認をいたさうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（入倉哲也君） 議案第40号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分につきましてご説明申し上げます。

上程議案集の26ページをお願いいたします。

今回の改正は、主に令和4年度の税制改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるものでございます。

それでは、詳細につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。

27ページの第2条第2項は、国民健康保険税の基礎課税額の賦課限度額を63万円から65万円に引き上げるものでございます。

次の同条第3項は、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を19万円から20万円に引き

上げるものでございます。この改正により、国民健康保険税全体の上限額は99万円から3万円増の102万円になります。

附則といたしまして、施行期日を令和4年4月1日とし、適用区分として、改正後の小豆島町国民健康保険税条例の規定は令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるものものとさせていただきます。以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） この限度額の引上げで対象になる町民の人数を教えてください。

○議長（中松和彦君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（入倉哲也君） 今回の条例改正により、引上げの対象となる国民健康保険、医療分の被保険者の世帯数は12世帯でございます。それから、後期高齢者支援金分の世帯数は14世帯を想定をしております。説明は以上となります。

○議長（中松和彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第40号は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号は承認することに決定されました。

~~~~~

日程第19 議案第41号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（中松和彦君） 次、日程第19、議案第41号監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第41号監査委員の選任につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第195条及び196条に基づき、識見を有する者のうちから選任する監査委員について議員の皆様にご同意をお願いするものでございます。

選任にご同意をいただきたいのは、荘野守氏でございます。

荘野氏は、昭和50年4月に内海町に奉職され、総務課、税務課、住民福祉課、内海病院、学校教育課など非常に幅広い分野でご活躍をされました。平成24年からは教育部長を務めるなど、平成25年3月に定年退職されるまで、その幅広い知識と能力を遺憾なく発揮され、小豆島町の行政運営に寄与されました。その経歴からも、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、優れた識見を有する方であると考えますので、今般監査委員に選任いたしたいと存じます。ぜひ、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

この際、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第41号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号監査委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~

日程第20 議案第42号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（中松和彦君） 次、日程第20、議案第42号監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。11番藤本傳夫議員の退場を求めます。

〔11番 藤本傳夫君 退場〕

○議長（中松和彦君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第42号監査委員の選任につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、議員のうちから選任すべき監査委員についてご同意をお願いするものでございます。

選任にご同意をいただきたいのは、藤本傳夫議員でございます。

藤本議員は、平成14年10月に初当選されて以来、町議会議員として町政の発展にご尽力いただき、このたび町議会議員に再選されております。これまでの豊富な議員経験から財務管理、事業の経営管理、行政運営に関し、優れた識見を有する方であると考えますので、今回監査委員に選任しようとするものでございます。ぜひ、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

この際、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第42号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号監査委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

藤本傳夫議員の入場を求めます。

〔11番 藤本傳夫君 入場〕

~~~~~

日程第21 議案第43号 小豆島町立池田小学校長寿命化改修整備事業に伴う建築  
工事に係る工事請負契約について

日程第22 議案第44号 小豆島町立池田小学校長寿命化改修整備事業に伴う電気  
設備工事に係る工事請負契約について

日程第23 議案第45号 小豆島町立池田小学校長寿命化改修整備事業に伴う機械  
設備工事に係る工事請負契約について

○議長（中松和彦君） 次、日程第21、議案第43号小豆島町立池田小学校長寿命化改修整備事業に伴う建築工事に係る工事請負契約についてから日程第23、議案第45号小豆島町立池田小学校長寿命化改修整備事業に伴う機械設備工事に係る工事請負契約については相関する案件でありますので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第43号小豆島町立池田小学校長寿命化改修整備事業に伴う建

築工事に係る工事請負契約について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、小豆島町立池田小学校長寿命化改修整備事業に伴う建築工事に係る工事請負契約につきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

また、議案第44号及び議案第45号も同様に、同事業に伴う電気設備工事及び機械設備工事に係る工事請負契約につきまして、同法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長からご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君）　こども教育課長。

○こども教育課長（古郷 勉君）　議案第43号小豆島町立池田小学校長寿命化改修整備事業に伴う建築工事に係る工事請負契約についてご説明いたします。

上程議案集の35ページになります。

建築後40年が経過した校舎等を安全・安心に使用するため、また令和5年4月開校予定の県立特別支援学校との交流や共同学習を推進するための改修工事を実施するに当たり、予定価格が5千万円以上の工事請負契約を締結することから、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、小豆島町立池田小学校長寿命化改修整備事業に伴う建築工事で、一般競争入札による契約でございます。契約金額は3億4,320万円、契約の相手方は高松市の株式会社合田工務店でございます。

次のページをご覧ください。

工事の概要書になります。1から3につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございます。4の工期ですが、町の指定する日から令和5年2月28日までとしております。工事の概要ですが、校舎等の外壁、屋根防水、内部の改修と屋内運動場——いわゆる体育館でございます——の改修、屋外のプールや便所、倉庫等の改修を行います。このほか、連絡通路の改修、エレベーターの増築工事を行いまして、校舎等の長寿命化を図るものでございます。入札業者につきましては、記載の3者から応札がありました。

次のページをご覧ください。

改修箇所を示した建物の配置図でございます。黄色く着色したところが改修する施設でございます。図面の中ほどに細長い建物がありますが、これが校舎でございます。校舎につきましては、外壁の補修、塗装、内装の改修、屋上の防水の取替えを行います。その横

にあります屋内運動場につきましては、防水塗装、改修、プールにつきましては大プールとプールサイドの塗装、小プールは取替えをいたします。このほか、赤色で示した箇所になります。特別支援学校との段差の解消を図るための連絡通路の設置、それから校舎棟にエレベーターを設置いたします。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第43号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号小豆島町立池田小学校長寿命化改修整備事業に伴う建築工事に係る工事請負契約については原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第44号小豆島町立池田小学校長寿命化改修整備事業に伴う電気設備工事に係る工事請負契約についての内容説明を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（古郷 勉君） 議案第44号小豆島町立池田小学校長寿命化改修整備事業に伴う電気設備工事に係る工事請負契約についてご説明いたします。

上程議案集38ページです。

先ほど説明しました議案第43号と同様に、校舎等を安全・安心に使用すること、特別支援学校との交流、共同学習を推進するための電気設備の改修工事を実施するに当たり、予定価格が5千万円以上の工事請負契約を締結することから、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

契約の目的は、小豆島町立池田小学校長寿命化改修整備事業に伴う電気設備工事で、指名競争入札による契約です。契約金額は9,334万6千円で、契約の相手方は小豆島町安田の有限会社長谷川電工でございます。

次のページをご覧ください。

概要書になります。1から3につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

4の工期ですが、町の指定する日から令和5年2月28日までとしております。工事の概要です。校舎、屋内運動場、プール、屋外の便所棟のLEDの照明への取替えや高圧受電設備の更新などの電気設備の改修と放送設備、自動火災報知機設備に係る改修工事を行うものです。入札業者は、記載の4者から応札がありました。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第44号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号小豆島町立池田小学校長寿命化改修整備事業に伴う電気設備工事に係る工事請負契約については原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第45号小豆島町立池田小学校長寿命化改修整備事業に伴う機械設備工事に係る工事請負契約についての内容説明を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（古郷 勉君） 議案第45号小豆島町立池田小学校長寿命化改修整備事業に伴う機械設備工事に係る工事請負契約についてご説明いたします。

上程議案集の40ページになります。

議案第43号、議案第44号と同様に、校舎等を安全・安心に使用すること、特別支援学校との交流、共同学習を推進するための機械設備の改修工事を実施するに当たりまして、予定価格が5千万円以上の工事請負契約を締結することから、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、小豆島町立池田小学校長寿命化改修整備事業に伴う機械設備工事で、指名競争入札による契約でございます。契約金額は8,134万5千円で、契約の相手方は小豆島町蒲生の森上電気有限会社小豆島町営業所でございます。

次のページをご覧ください。

概要書になります。1から3につきましては、先ほど申し上げたとおりです。4の工期

ですが、町の指定する日から令和5年2月28日までとしております。工事の概要ですが、校舎等の冷暖房設備の改修、トイレの洋式化などの衛生設備の改修、給排水設備の改修、浄化槽の更新などの浄化槽設備に係る改修工事を行い、校舎の長寿命化を図るものでございます。入札業者につきましては9者指名いたしましたが、この入札では業者の受注機会の確保を図るために一抜け方式を採用しておりましたので、電気設備工事を落札しました業者の入札を無効としております。このほか、3者が辞退しましたので5者の応札となっております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第45号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号小豆島町立池田小学校長寿命化改修整備事業に伴う機械設備工事に係る工事請負契約については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第24 議案第46号 令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）

○議長（中松和彦君） 次、日程第24、議案第46号令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第46号令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において追加補正をお願いします額は6,839万8千円でございます。

補正の内容といたしましては、衛生費6,839万8千円となっております。

詳細につきましては、担当課長からご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第46号令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第

1号) についてご説明申し上げます。

上程議案集の42ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,839万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ101億639万8千円とするものでございます。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

別冊の令和4年度小豆島町一般会計補正予算(第1号)説明書の6ページ、7ページをお開き願います。

まず、歳入の補正であります。

19款繰入金、1項5目1節ふるさとづくり基金繰入金6,839万8千円につきましては、一般廃棄物最終処分場整備事業に対し、令和元年度に国からの概算交付を一括して受け入れ、令和2年度以降の事業費に充当するため、ふるさとづくり基金に積み立てておりました循環型社会形成推進交付金につき国庫補助対象事業費が確定し、総事業費が約32億円から約23億円へ減額となり当該交付金を返還する必要性が生じたことから、償還財源として基金から繰り入れるものでございます。

次に、歳出の説明を申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。

4款衛生費、2項2目塵芥処理費、22節償還金利子及び割引料6,839万8千円につきましては、歳入でご説明しましたように、一般廃棄物最終処分場整備事業の国庫補助対象事業費が確定したことから、超過交付となった額を国へ返還するものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第46号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(中松和彦君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中松和彦君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中松和彦君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第46号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第25 発議第2号 広報編集特別委員会の設置について

○議長（中松和彦君） 次、日程第25、発議第2号広報編集特別委員会の設置についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。谷議員。

○10番（谷 康男君） 発議第2号広報編集特別委員会の設置について、上記の案件を会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出します。令和4年4月28日提出。小豆島町議会議長中松和彦殿。提出者、小豆島町議会議員谷康男。賛成者、同藤本傳夫。

提案理由。議会への関心と信頼性を高めるとともに、議会活動を広く住民に周知し、議会の透明性と議会活動の活性化を図るため、広報編集特別委員会を設置しようとするものであります。あとは、紙面に掲載のとおりでございます。以上です。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第2号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号広報編集特別委員会の設置については原案どおり可決されました。

それでは、ただいま設置されました広報編集特別委員会の委員の選任を各常任委員会で行っていただきたいと思っております。委員の選任については、各常任委員会からそれぞれ3名で、その中に副議長を含むということをお願いいたします。

各常任委員会の開催場所は、総務建設常任委員会が議員控室、教育民生常任委員会は委員会室でお願いします。

なお、各常任委員会の委員長は、特別委員会の委員がそれぞれ決まりましたら、お手数ですが、事務局長までご報告願います。

それでは、それぞれの委員会に分かれて選考していただきたいと思っておりますので、暫時休

憩します。

休憩 午前11時56分

再開 午後0時00分

○議長（中松和彦君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会を開催し、特別委員会の委員が選任されましたので、事務局長から報告させます。

○議会事務局長（森 貞二君） それでは、ご報告いたします。

広報編集特別委員会の委員であります。総務建設常任委員会からは高尾豊弘議員、川井茂議員、塩田洋介議員、教育民生常任委員会からは大下淳議員、高橋淳議員、中川光秋議員、以上のように決定されましたことをご報告申し上げます。

○議長（中松和彦君） お諮りします。

広報編集特別委員会の委員の選任については、ただいま事務局長から報告のあったとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、広報編集特別委員会の委員には、ただいま事務局長から報告のあった者を選任することに決定されました。

度々休憩を取って申し訳ありませんが、暫時休憩します。休憩中に、ただいま決まりました広報編集特別委員会の委員の皆様は、恐れ入りますが正副委員長の互選をお願いします。開催場所は委員会室でお願いしたいと思います。

なお、正副委員長が決まりましたら、委員長はお手数ですが、事務局長までご報告願います。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午後0時02分

再開 午後0時05分

○議長（中松和彦君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に広報編集特別委員会を開催し、正副委員長が互選されましたので、事務局長から報告させます。

○議会事務局長（森 貞二君） それでは、ご報告いたします。

広報編集特別委員会の委員長に大下淳議員、副委員長に中川光秋議員と、以上のように決定されましたことをご報告申し上げます。

○議長（中松和彦君） ここで、追加議事日程をお配りする間、暫時休憩します。

休憩 午後0時06分

再開 午後0時08分

○議長（中松和彦君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、お手元に配付しました追加議事日程のとおり本日の日程に追加し、これを議題にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。

~~~~~

日程第26 閉会中の継続調査の申し出について

日程第27 閉会中の継続調査の申し出について

日程第28 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（中松和彦君） 次、日程第26から日程第28、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、日程第26から日程第28を一括議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長から、各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定されました。

以上で本臨時会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして令和4年第2回小豆島町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後0時10分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

小豆島町議会臨時議長

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員